

議案第 77 號

三朝町議會停任委員會及特別委員會條例の一部改正について

三朝町議會停任委員會及特別委員會條例の一部を次のように改正するもの
とす。

昭和二十九年六月十五日提出

三朝町長 坂出 雅



昭和廿九年六月拾五日議決

東伯郡三朝町議會議長 天野廉三

昭和二十九年三朝町條例第

三號

三朝町議會常任委員會及特別委員會條例の一部を改正する條例

三朝町議會常任委員會及特別委員會條例(昭和二十八年三朝町條例第三號)の
部を次の様に改正する

第一條中「親光經濟委員會」とあるを「親光土木委員會」に改める

第三條中「親光經濟委員會」とあるを「親光土木委員會」に改める

第五條二項中「親光經濟委員會は親光經濟課の」とあるを「親光土木委員會は親光
土木課の」に改める

附 則

この條例は公布の日から施行し昭和二十九年四月一日より適用する